

【規制改革推進に関する第3次答申 抜粋】

Ⅲ 各分野における規制改革の推進

1. 農林分野 (5) 農業の発展に資するその他の改革

③ 小型無人航空機の農業分野における利活用の拡大について

【平成30年検討・結論、結論を得次第速やかに措置】

農地の集約化、作業の省人化を進めて農業の生産性を高める上で、小型無人航空機（いわゆるドローン）に対する期待は大きい。他方、農業分野の用途の多くは、農薬散布、播種であり、現行の規制の下では、「危険物の輸送」、「物件投下」の類型に該当する。この場合、飛行経路下への第三者の立入りを防ぐなどの安全措置が必要となり、多くの場合、オペレーターに加えて注意喚起等を行う補助者の配置が求められる。

例えば、農薬散布でドローンを使用する場合には、人の立入りが想定されない耕作地において、散布する農薬が拡散しないよう地上2メートル程度を低空飛行させながら、作業を行うことが一般的である。このようなケースにおいて、補助者を配置することによって初めて回避できるリスクは、「危険物の輸送」、「物件投下」に該当する様々なケースの中でも、かなり小さいものであると推察される。

また、より広い耕作地で効率よく農薬散布等を行う場合には、それに見合った農薬の積載を要するが、現行の規制の下では、最大離陸重量が25kg以上になると、耐久性の要求や、飛行諸元を記録できる機能の付与などの、追加の規制に対応することが必要となり、この点も、農業分野での限定された利用実態に照らし、利活用を促進する観点から、その必要性の吟味が求められる。

ドローンをめぐる技術開発については、中国を始め、世界がしのぎを削っている。目視外飛行が可能となり、高度なカメラやセンサーの搭載などによる用途の広がりも期待される中、利活用を促進する観点から、農業分野における活用の実態を十分踏まえた必要最小限の規制を、予見可能性の高い方法で整理することが不可欠である。

したがって、小型無人航空機の国内外の技術革新と農業分野における利用の実態を把握し、オペレーターと補助者の役割等を再検証し、それを踏まえて、補助者の配置等の各種規制がリスクの回避に寄与する程度を速やかに分析評価した上で、その結果に基づき、農業分野における利用時の補助者配置義務、目視外飛行時の基準、最大離陸重量25kg以上の機体に要求される機能・性能基準を含めた各種規制の妥当性や代替手段を、規制の緩和等による安全リスクとその効果との比較衡量の観点も含めて検討し、結論を得次第、速やかに、必要な措置を講ずる。